

生活習慣病予防健診実施機関の募集について (令和5年下期契約)

全国健康保険協会管掌健康保険に加入する被保険者を対象とした生活習慣病予防健診実施機関を下記のとおり募集します。

1 募集する健診実施機関

募集している地域及び条件は以下のとおりです。地域によって条件が異なります。

(1) 次の区市町村に所在する健診機関は次の①～⑧の基準により募集します。

足立区、荒川区、板橋区、江戸川区、大田区、葛飾区、杉並区、墨田区、世田谷区、台東区、中野区、練馬区、文京区、目黒区、23区以外の市町村

- ①協会が定める別紙1「健診実施機関の選定基準」を満たすこと。
- ②生活習慣病予防健診を月に40件以上目標として実施すること。
- ③健診当日に特定保健指導が実施できること。または、その予定があること。
- ④申請時点で施設が1年以上稼働していること。
- ⑤人間ドック等の実績があること。
- ⑥胃部レントゲン検査と胃内視鏡検査の両方が実施できること。
- ⑦インターネットを利用した健診事務（請求等）が実施できること。
- ⑧個人情報保護に関する規程を策定し、個人情報保護のための安全管理措置を講じていること。

(2) 次の区に所在する健診機関は次の①～⑩の基準により募集します。

北区、江東区、品川区、渋谷区、新宿区、中央区、千代田区、豊島区、港区

- ①協会が定める別紙1「健診実施機関の選定基準」を満たすこと。
- ②生活習慣病予防健診を年度内に1,000件以上目標として実施すること。
- ③健診当日に特定保健指導を35%（協会けんぽの目標実施率）以上目標として実施すること。
- ④一般診療とは別に医師・各技師等が配置できること。
- ⑤一般診療とは別の受付窓口・待合室・更衣室が完備されていること。
- ⑥申請時点で施設が1年以上稼働していること。
- ⑦人間ドック等の実績があること。
- ⑧胃部レントゲン検査と胃内視鏡検査の両方が実施できること。
- ⑨インターネットを利用した健診事務（請求等）が実施できること。
- ⑩個人情報保護に関する規程を策定し、個人情報保護のための安全管理措置を講じていること。

2 健診の内容及び対象者

(1) 生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診の種類は一般健診、付加健診及び乳がん・子宮頸がん検診とし、別紙2「健診の基準」に沿って行う。健診対象者は全国健康保険協会の被保険者で、下記年齢に該当する者

- ア 一般健診 当該年度において、35歳以上75歳未満の者
- イ 付加健診 一般健診を受診する者のうち、当該年度において、40歳又は50歳の者。
- ウ 乳がん・子宮頸がん検診
 - a 乳がん・子宮頸がん検診 一般健診を受診する者のうち、当該年度において、40歳以上の偶数の年齢に達する女子。
 - b 子宮頸がん検診 当該年度において、20歳以上40歳未満の偶数の年齢に達する女子。

(2) 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス検査は、HCV抗体検査、HBs抗原検査、HCV抗体の検出（省略可）を行なう。HCV抗体検査の判定によってはHCV核酸増幅検査を実施

3 健診単価（令和5年度）

一般健診一人当たり 上限18,865円（自己負担額上限5,282円を含む）。

この他、付加健診・乳がん検診・子宮頸がん検診・肝炎ウイルス検査にも金額を定めています。※参考資料「令和5年度生活習慣病予防健診のご案内」

4 申請について

「全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診新規受託申請書」及び必要書類一式を全国健康保険協会東京支部にご提出ください。

5 申請書の配付期間

令和5年6月1日（木）から令和5年6月30日（金）まで（土・日・祝日を除く）

6 申請書の提出期限

令和5年7月7日（金）まで（必着）

7 選定の流れ

- (1) 一次審査 提出書類による書面審査。
- (2) 二次審査 一次審査の結果により、別途指定する日時に実地調査を実施。
- (3) 選定結果 書面でお知らせいたします（令和5年8月予定）

※当支部選定結果に対して、異議を申し立てることはできません。

また、選定結果いかんにかかわらず、申請書類及び添付書類一式の返却はいたしませんのでご了承願います。

8 契約予定年月日

令和5年10月1日

9 申請書の配布・受付及びお問い合わせ先

〒164-8540 中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階

全国健康保険協会東京支部 保健グループ 担当：尾崎、宮下

TEL：03-6853-6599

電話受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）